

第6期輪島市障害福祉計画

第2期輪島市障害児福祉計画

輪 島 市

はじめに



本市では、平成30年3月に、「障害のある人もない人も、安心して、共にいきいきと生活するまちづくり」の実現のため、「第3期輪島市障害者計画」(平成30年度から令和5年度)を策定し、併せて、その計画の理念を具現化し、障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、「第5期輪島市障害福祉計画・第1期輪島市障害児福祉計画」(平成30年度から令和2年度)を策定し、総合的に施策を進めてまいりました。

この間、すべての市民が等しくコミュニケーションを行うことで誰もが安心した地域生活を送ることを目的に、平成31年3月に「輪島市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を制定するなど、住み慣れた地域の中で、障害のある人やその家族も含め、誰もがその人らしい暮らしを営み続けられるまちづくりを推進してまいりました。そして計画期間の満了に伴い、これまでの成果や課題、様々な社会問題を踏まえ、このたび「第6期輪島市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

今後も、障害の有無にかかわらず、すべての市民が自己選択と自己決定の下に差別されることなく、相互に人格を尊重し合いながら、住み慣れた地域でともに豊かに生きることのできる輪島市を目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ヒアリング調査等にご協力いただきました関係者の皆様、貴重なご意見やご提言を賜りました検討委員会の皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き障害福祉に対する皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

輪島市長 梶 文秋

目 次

第1章 計画の策定にあたって

(1)計画の背景	2
(2)計画の法的な位置づけと他計画との関係	3
(3)計画の策定体制	4
(4)計画の期間	5
(5)ヒアリング調査	6

第2章 第5期障害福祉計画・第1障害児福祉計画の状況等

1 障害福祉サービス等の状況

(1)指定福祉サービス等	12
(2)地域生活支援事業	19

第3章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

1 成果目標の設定

(1)国が示す成果目標事項	26
(2)成果目標	26

2 サービス見込量の推計

(1)指定障害福祉サービス等	30
(2)地域生活支援事業	36
(3)障害児通所支援及び障害児相談支援	43
(4)発達障害等に対する支援	46
(5)精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築	46
(6)相談支援体制の充実・強化のための取組	48
(7)障害福祉サービス等の質の向上	48

3 計画の推進

(1)推進体制の整備	50
------------------	----

第Ⅰ章

計画の策定にあたって

(Ⅰ) 計画の背景

本市における障害福祉施策については、平成18年に旧輪島市と旧門前町が合併したことを受け、新市として翌年の平成19年に計画期間を5年間とする「第1期障害者計画」を策定しました。平成23年には障害者自立支援法の改正を踏まえ、計画期間を平成24年度から平成25年度(2年間)とする「第2期障害者計画」を策定。その後、本市の実情や社会情勢の変化にあわせ、平成26年度から平成29年度(4年間)を計画期間とする「第3期障害者計画」を策定しました。

世界の動向を見ると、平成18年12月に「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)が国連において採択されました。わが国でも平成26年1月にこの条約が批准され、このことに対応するため、様々な障害施策に関する法制度が成立・改正されてきました(表1)。

表1 障害者施策の変遷

名称	内容
障害者権利条約 (平成26年1月批准)	障害者的人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約。
障害者基本法の改正 (平成23年8月施行)	法の目的や障害者の定義の見直し、差別の禁止や国際的強調に関する条項の新設などの改正。
障害者虐待防止法の成立 (平成24年10月施行)	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める法律。
障害者総合支援法の施行 (平成25年4月施行)	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策とする法律。
障害者優先調達推進法の成立 (平成25年4月施行)	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めた法律。
障害者差別解消法の成立 (平成28年4月施行)	すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること目的とした法律。

発達障害者支援法の改正 (平成28年8月施行)	発達障害者支援法の施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援を定めた法律。
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (平成30年4月施行)	障害者の地域生活をより促進するために、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進。また、障害児支援のニーズの多様化に対する支援拡充のための改正。

近年では、高齢化や核家族化が進むとともに、障害のある人の増加と高齢化、障害の重度化がみられ、それに伴い障害福祉のニーズは多様化しています。障害のある人に係る法制度が大きく変化する中、自らの意思により地域で安心した生活を営むことができる社会環境をつくるために、市町村が担う役割はこれまでにも増して重要なものとなっています。

こうした中、本市は平成30年に「第4期輪島市障害者計画」(平成30年度～令和5年度・6年間)、「第5期輪島市障害福祉計画・第1期輪島市障害児福祉計画」(平成30年度～令和2年度・3年間)を策定し、障害者施策を総合的に推進してきました。

前計画が令和2年度末で計画期間を終了することから、このたび「第6期輪島市障害福祉計画・第2期輪島市障害児福祉計画」を策定します。

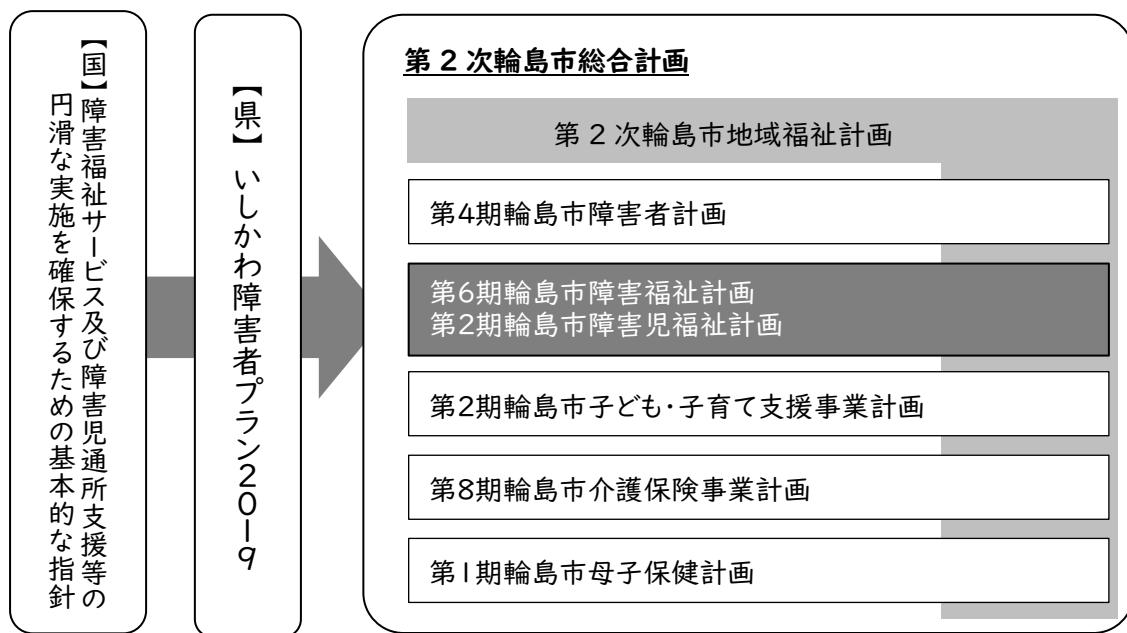
(2) 計画の法的な位置づけと他計画との関係

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられるもので、地域社会における共生の実現に向けて、輪島市の障害福祉サービスの年度ごとに必要な量の見込み及びその確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項などについて、具体的な目標値を設けた実施計画として定める計画です。

障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の規定に基づく「障害児福祉計画」に位置づけられるもので、本市の障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保と実施を定める計画です。本市では、障害者と障害児の専門的な支援施策が相互連携の強化を図っていくために、障害福祉計画と一体的に策定しました。

各計画は、輪島市の総合計画、地域福祉計画を構成する部門計画でもあり、関連する計画との整合性にも留意しながら策定しました(図1)。

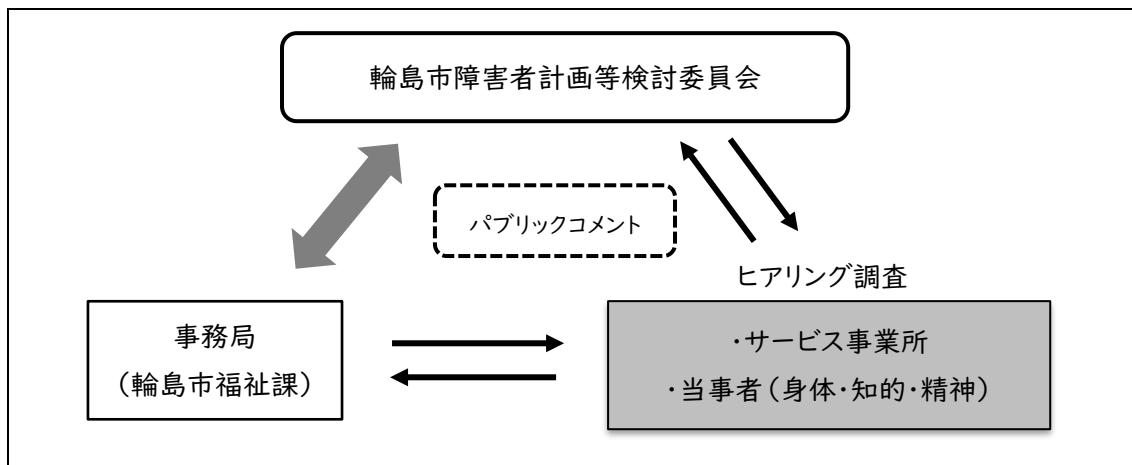
図1 他の計画との関連



(3) 計画の策定体制

各計画の策定にあたっては、「輪島市障害者計画等検討委員会」(以下、「検討委員会」)を設置し、計画の内容についての審議を行っていただきました。検討委員会には、障害当事者や、障害福祉の現場で活動する事業所の方々などの福祉関係者に委員としてご参画いただきました。

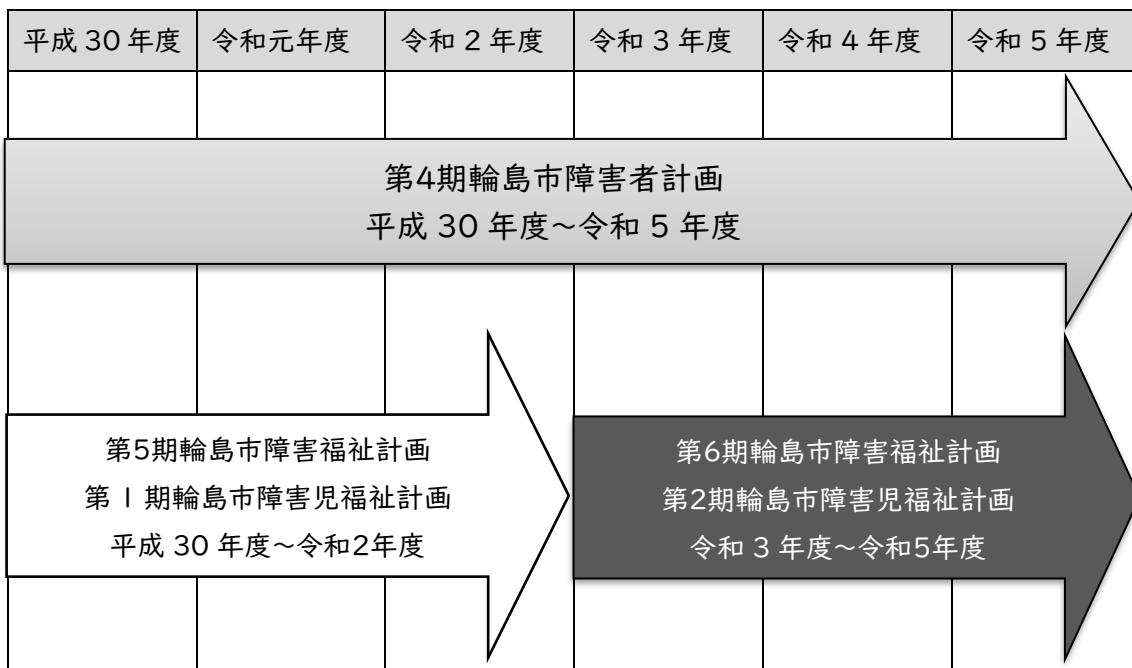
また、ヒアリング調査やパブリックコメントを通じて広く市民の皆様のご意見を伺った上で、策定しています。



(4) 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度～令和5年度までの3年間としています。また、社会状況の変化、法制度の改正等に伴い、計画の見直しも必要に応じて行っていきます。

●各計画の計画期間



(5) ヒアリング調査

本計画では、従来行っていたアンケート調査の代わりにヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査は2回に分け、1回目は福祉サービス提供事業所と相談支援事業所に、2回目は各障害当事者の方々に対して実施しました。

■ 事業所・相談支援専門員へのヒアリング

1. 日程

令和2年11月17日

2. 参加者

16名（市内障害福祉サービス提供事業所、相談支援専門員）

3. 内容

輪島市で提供されている福祉サービスごとの地域課題について議論しました。

4. ヒアリングで出た意見

○ 居宅介護

- ・ 地域全体として、地域のニーズに対してサービス提供量が追いついていない
- ・ 単価の問題で、障害者向けの居宅介護のみで事業運営をしていくのは困難。どうしても高齢者向けの居宅介護サービスに流れてしまう
- ・ 求人募集をしても応募が少ない

○ 行動援護

- ・ 重度の障害者の外出機会が増え、家族の負担が軽減された
- ・ 当事者が地域生活を送るうえで欠かせない福祉サービス
- ・ 利用回数を重ねるうちに本人にとっての楽しみとなっている。親以外と外出できるのは重度障害のある人にあってとても良いサービスだ
- ・ 行動障害のある方を支援ができるヘルパーの育成が必須
- ・ 求人募集をしても応募が少ない

○ 共同生活援助

- ・ 輪島市に様々な形態のグループホームがどんどん増えていくと良い
- ・ 市外からの転入者が増えている
- ・ 近年、特別支援学校卒業後すぐにグループホームに入居するケースもある
- ・ 最後まで自宅での生活を望む障害のある方もいる。そういった方が自立生活を送れる仕組みがあればいい

○相談支援

- ・ ひきこもりの相談が急増している。50~60代が多い。それまでの生活習慣が変えられないの
で福祉サービス等に繋がりづらい。家族の負担を減らすためにも介入していきたいが、困難な
場合が多い
- ・ 中学・高校と不登校傾向で、そのまま自宅にひきこもるケースが多く、福祉関係と繋がりを持た
ないケースが多い（高校中退、卒業するが未就職）。学校は福祉サービスに詳しいわけではない
ので、教育と福祉が連携する仕組みが必要

○基幹相談支援センター

- ・ 奥能登地区全域の相談支援強化、相談の質の担保のために基幹相談支援センターは必要
- ・ 基幹相談支援センターは行政と相談支援の中間的機能。基幹相談支援センターの職員が両
者を調整することで、地域の相談支援の質が向上していくのではないか
- ・ 地域の潜在的ニーズを拾い上げる意味でも、基幹相談支援センターが必要
- ・ 基幹相談支援センターができると地域包括支援センターや生活困窮部門、子ども部門とこれ
まで以上に連携でき、8050問題やひきこもりのいる世帯への支援を行っていける

○日中活動系サービス

- ・ 就労継続支援A型は定員を超えており、引き続き地域ニーズが高いと思われる。今後は施設
外就労なども増えていくと思われる
- ・ 日中活動系サービスを利用する際、市の中心部以外の方は送迎がハードルになる

○施設入所支援

- ・ 入所者の親の高齢化が顕著。引受人や保護者の変更、もしくは成年後見人が必要になるケー
スが増えている
- ・ 高齢者施設での障害特性の理解が低く、特に行動障害のある方の受け入れが進まない

■ 当事者ヒアリング

1. 日程

令和3年1月21日

2. 参加者

6名（身体・知的・精神の障害当事者）

*参加者の担当の相談支援専門員5名が支援者として参加



2グループに分かれてグループワークを行いました。

● 参加された当事者

年齢・性別	障害区分	サービス利用状況
男性(40代)	身体障害	生活介護、就労移行支援
女性(30代)	身体障害	現在サービス利用なし(就労継続支援A型、就労継続支援B型利用歴あり)
男性(60代)	身体障害	就労継続支援B型、一般就労
男性(40代)	精神障害	一般就労中(就労移行支援利用歴あり)
女性(20代)	精神障害	共同生活援助、就労継続支援A型
女性(20代)	知的障害	就労継続支援B型

3. 内容

当事者の皆さんに将来的な暮らし等について下記の①～③の質問に答えていただき、意見交換をしました。

- ① 1～2年後、どんな生活がしたいですか？
- ② いま、困っていることを相談できる人はいますか？ どんな人が相談しやすいですか？
- ③ どんな輪島になったら、みなさんは楽しくくらすことができますか？

4. ヒアリングで出た意見

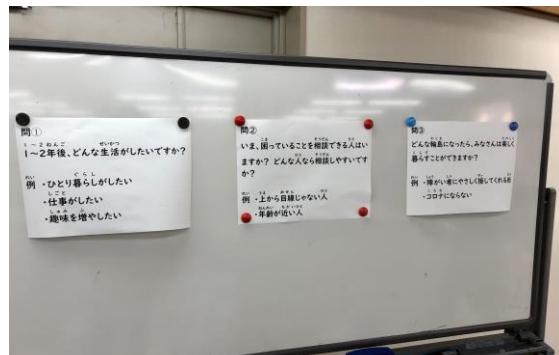
- ① 1～2年後、どんな生活がしたいですか？

【生活・余暇に関する意見】

- 一人暮らしの練習がしたい
- 料理の練習がしたい
- まずは仕事を安定させて、徐々に自立していきたい
- 交友関係を広げたい
- 自分らしく生活したい
- ユニバーサルスタジオに行きたい
- スポーツ観戦がしたい
- 地域の祭りに参加したい
- 旅行に行きたい

【仕事・経済面の意見】

- 給料を増やしたい
- お金を貯めたい
- 自分で携帯電話の料金を払えるようになりたい
- 「この仕事は君にしかできない」と職場で任されるようなスキルを身につけたい



参加者の皆さんには3つの質問に答えていただきました。

- パソコン関係の仕事に就きたい

【その他】

- 自分の病気を理解してくれる人がほしい
- ノーマライゼーションが実現してほしい

② いま、困っていることを相談できる人はいますか？ どんな人が相談しやすいですか？

【相談できる人】

- 親族、家族
- 相談支援専門員
- 友だち
- 相談内容によって、相談相手を変えている



【相談しやすい人】

- あまり怒らない人
- 同じ悩みがある人
- 口調が優しい人
- 偉そうにしない人
- 話をよく聞いてくれる人、聞き上手な人
- 気持ちを分かってくれる人
- 考えがまとまるまで待ってくれる人
- 相談内容に対してすぐ動いてくれる人
- 自分が理解できるようにアドバイスをくれる人
- 仕事で悩んだときに、実際に仕事現場まで見に来て、アドバイスをくれる人
- 家族からは厳しいことも言われるが、本音で話ができるため最も信頼が厚い

【相談しづらい人】

- 言うことがコロコロ変わる人
- 気まぐれな人、感情によって言うことが変わる人
- 頑固な人は困る
- 同じ境遇の人との会話を望んでいるが、周りにいない

③ どんな輪島になつたら、みなさんは楽しくくらすことができますか？

【仕事に関する意見】

- 障害者が働く施設がほしい、障害者が働きやすい場所がほしい
- 障害者を雇用する会社が増えてほしい
- 一人ひとりの個性に合う働く環境がほしい

【公共・娯楽施設に関する意見】

- 病院には障害者に優しくない人が多い
- 公共運賃を安くしてほしい
- 市街地に施設が集まりすぎている（歩いて行ける場所にお店がほしい）
- カラオケ、レンタルDVDショップ、映画館、マンガ喫茶、ファミレス、回転ずしなどがほしい
- 公共施設での磁気ループ（ヒアリングループ）の設置
- 身体障害者用トイレを増やしてほしい
- コロナの心配がいらない街になってほしい

【障害者差別に関する意見】

- 障害者に対する差別をなくしてほしい
- 偏見のない人が増えてほしい
- 「精神障害＝悪・甘え」と思わないで、精神障害のことを理解してくれる環境がほしい
- 障害者に対するハラスメントのない職場が増えてほしい

【その他】

- 相談窓口がたくさんほしい
- 年をとっても輪島に住み続けたい
- 他の地域の障害者が旅行に来やすい輪島になってほしい

◎当事者ヒアリングを開催してみて

障害関係の計画において、各障害のある当事者の方々から直接意見を聞く場を設けたのは、輪島市としては初めてでした。

企画する段階で、「お堅い雰囲気の中で意見が出るのだろうか」と不安に思い、できるだけ柔らかい雰囲気で発言できるように、各障害に対する合理的配慮はもちろん、参加者の方々と目を合わせ、会場の温かい雰囲気づくりを心がけようと話し合い、準備を進めました。

当事者ヒアリングの当日、事前の説明を相談支援専門員の方々にお願いしたものの、初めてのことでのことで参加者の皆さまは緊張されていたと思います。しかし、いざヒアリングが始まると、私たちの予想に反して、本当に多くの意見が出され驚きました。

参加された皆さまからの生の声は熱く、説得力がありました。障害に対する偏見や差別があること、障害のある人はもっと地域の中で働き、活躍したいこと、相談も含めてコミュニケーションをとる人や環境を求めていること、こうした率直な意見を聞くことができ、あらためて当事者の皆さまとの関わりが大切であることを再認識しました。

参加してくださった当事者の皆さま、相談支援専門員の皆さま、どうもありがとうございました。

事務局

第2章

第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画
の状況等

I 障害福祉サービス等の状況

※ 平成30年度及び令和元年度の数値は4月から3月までの利用実績、令和2年度の数値は4月から12月までの利用実績をもとに1月あたりに換算して算出しています。

(I) 指定障害福祉サービス等

I. 訪問系サービス

① 居宅介護(ホームヘルプ)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	30 人	24人	32人	23人	34 人	23人
利用時間数	224時間	173時間	239時間	158時間	254時間	178時間

② 重度訪問介護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
利用時間数	150時間	0時間	150時間	0時間	150時間	0時間

③ 同行援護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	1人	3人	1人	3人	2人	2人
利用時間数	14時間	17時間	14時間	23時間	28時間	16時間

④ 行動援護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	1人	5人	1人	7人	2人	5人
利用時間数	43時間	24時間	43時間	45時間	86時間	34時間

⑤ 重度障害者等包括支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用見込者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用見込時間数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

概 括

「居宅介護」については、当初見込みよりも利用人数、利用時間ともに少なくなっています。理由としては、65歳以上で介護保険サービスに移行した利用者がいること、在宅からグループホームに入居した利用者がいることが考えられます。また、居宅介護のサービス提供事業所が減り、特に地域によってはサービスの提供のニーズが満たされていない状況にあります。

「行動援護」については、平成30年8月から「ヘルパーステーション銀河」(徳充会・穴水)がサービス提供をスタートしました。これは奥能登エリアで初めてであり、それに伴い、これまで自宅等から外出しにくかった重度障害のある人が福祉サービスを利用して外出できるようになったほか、家族の負担も軽減されたと思われます。

2. 日中活動系サービス

① 生活介護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	150人	144人	150人	139人	150人	132人
利用時間数	2,750人日	2,655人日	2,750人日	2,571人日	2,750人日	2,522人日

*「人日」とは、1ヶ月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

② 自立訓練

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自立訓練(機能訓練)利用者数	2人	2人	2人	2人	2人	1人
自立訓練(機能訓練)サービス量	42人日	37人日	42人日	22人日	42人日	17人日
自立訓練(生活訓練)利用者数	4人	5人	4人	5人	4人	6人

自立訓練(生活訓練)サービス量	52人日	77人日	52人日	83人日	52人日	100人日
-----------------	------	------	------	------	------	-------

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

③ 就労移行支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	2人	1人	2人	3人	2人	4人
サービス量	40人日	12人日	40人日	41人日	40人日	37人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

④ 就労継続支援

- 就労継続支援 A型

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	24人	21人	25人	22人	26人	24人
サービス量	432人日	379人日	450人日	388人日	468人日	424人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

- 就労継続支援 B型

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	77人	78人	80人	82人	80人	81人
サービス量	1,232人日	1,291人日	1,280人日	1,383人日	1,280人日	1,376人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

⑤ 就労定着支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	0人	0人	1人	0人	1人	0人

⑥ 療養介護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	9人	9人	9人	9人	9人	9人

⑦ 短期入所

・ 福祉型

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	14人	15人	16人	21人	18人	12人
サービス量	140人日	116人日	160人日	151人日	180人日	98人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

・ 医療型

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	1人	1人	1人	1人	1人	0人
サービス量	3人日	1人日	3人日	2人日	3人日	0人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

概 括

「生活介護」については、サービス提供量は減少傾向です。理由として考えられるのは、入所者の死亡、65歳以上の利用者が高齢者施設へ移行したケースが考えられます。

「自立訓練」については、「生活訓練」のサービス利用量が増加しました。理由としては、精神科病院から退院し、地域生活に向けてサービスを利用する人、依存症などにより、生活訓練が必要だと思われる人のサービス利用が増えているからだと考えられます。

「就労移行支援」については、サービス利用者、サービス利用量ともに微増ですが、平成31年から「奥能登ワークススタジオ」が奥能登エリアで初となる就労移行支援のサービス提供を開始したことが大きな変化と言えます。現在は、知的障害のある人、ひきこもり傾向のある人、中途の身体障害のある人、精神障害のある人などが利用しています。

「就労継続支援A型」については、サービス利用者とサービス利用量ともに増加傾向にあります。平成29年から「輪島カブーレ」が就労継続支援A型のサービス提供をスタート(輪島市内初)したこと、精神障害、発達障害のある人などの雇用の受け皿となっています。

「短期入所」の「福祉型」については、サービス利用者とサービス利用量ともに増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり減少しました。「短期入所」に関しては、平成28年に「輪島カブーレ」、平成30年に「海と空」がサービス提供を開始し、特に重度障害や医療的ケアが必要な児童が利用することにより、家族の負担軽減が図られます。

3. 居住系サービス

① 自立生活援助

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人

② 共同生活援助(グループホーム)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	48人	50人	52人	50人	56人	51人

③ 施設入所支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	104人	101人	103人	96人	102人	95人

概 括

「共同生活援助」については、サービス利用者は横ばいです。しかし、ここ数年で市内に「輪島カブーレ」「海と空」などのグループホームが建設されたことで、本市ではなかなか定着し得なかった障害のある人の地域生活が、現在は可能となっていることは大きい変化だと思われます。

「施設入所支援」については、ここ数年では減少傾向です。理由としては、利用者の死亡や障害者施設で対応が困難になったことにより、利用者が高齢者施設へ移行したことが考えられます。

4. 相談支援(サービス等利用計画の作成)

① 計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	307人	329人	312人	327人	317人	321人

② 地域移行支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	1人	2人	1人	2人	1人	1人

③ 地域定着支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	2人

概 括

「地域移行支援」については、本市ではこれまで実績がなかったため数字的には微増ですが、精神科病院から地域生活に移行できることが可能であることを証明した数字です。こういった方々の地域生活を支え、継続していくための支援や仕組みづくりが重要であり、地域課題でもあります。

5. 児童福祉法サービス

① 児童発達支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	3人	2人	3人	1人	3人	1人
利用時間数	32人日	18人日	32人日	6人日	32人日	3人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

② 医療型児童発達支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

③ 放課後等デイサービス

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	20人	26人	21人	25人	22人	22人
利用時間数	270人日	365人日	283人日	340人日	297人日	297人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

④ 保育所等訪問支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
利用時間数	0人日	0人日	0人日	0人日	2人日	0人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

*「人日」とは、1月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

⑥ 障害児相談支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	26人	27人	28人	27人	30人	24人

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	0人	0人	1人	0人	1人	1人

概 括

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」については、少子化の影響もあり、利用人数、利用量ともに若干減少しています。

「保育所等訪問支援」については、令和 2 年 4 月から「一互一笑」がサービス提供を開始しました。今後、発達支援室や相談支援専門員と連携しながら、地域の保育現場における支援体制の充実が期待されます。

(2) 地域生活支援事業

I. 必須事業

① 理解促進研修・啓発

事業	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修 啓発事業	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援

事業	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自発的活動 支援事業	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援

事業	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター 等機能強化事業	無	有	無	有	無	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	無	無	無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援・成年後見制度法人後見支援

事業	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
成年後見利用 支援事業	1 件	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件
成年後見制度 法人後見支援	無	無	無	無	無	無

⑤ 意思疎通支援

事業	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	10人	10人	10人	10人	10人	10人
手話通訳者 設置事業	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

⑥ 日常生活用具給付等

事業	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
介護・訓練支援用具	1	7	1	3	1	1
自立生活支援用具	2	1	2	3	2	3
在宅療養等支援用具	1	1	1	4	1	4
情報・意思疎通支援用具	5	8	5	10	5	2
排泄管理支援用具	660	714	660	800	660	829
居宅生活動作補助用具	2	0	2	1	2	0
合 計	671	731	671	821	671	839

⑦ 手話奉仕員養成研修

事業	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
手話奉仕員 養成研修事業	1人	4人	1人	2人	1人	0人

*令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で開催を延期

⑧ 移動支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	4人/月	4人/月	4人/月	6人/月	4人/月	5人/月
利用時間数	24時間/月	24時間/月	24時間/月	18時間/月	24時間/月	13時間/月

⑨ 地域活動支援センター機能強化

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
設置事業所数	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所
利用者数	45人/月	49人/月	45人/月	48人/月	45人/月	37人/月

2. 任意事業

① 日常生活支援

事業	設置の 有無	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
福祉ホームの設置	無	無	無	無	無	無	無
訪問入浴サービス	1人	1人	1人	2人	1人	2人	
生活訓練等	有	有	有	有	有	有	有
日中一時支援	30人	29人	30人	25人	30人	23人	
地域移行のための 安心生活支援	無	無	無	無	無	無	無

巡回支援専門員整備	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業所等における退院支援体制の確保	実施の有無	無	無	無	無	無	無
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 社会参加支援

事業		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
レクリエーション活動等支援	実施の有無	有	有	有	有	有	無
芸術文化活動振興	実施の有無	有	有	有	無	有	無
点字・声の広報等発行	実施の有無	有	有	有	有	有	有
奉仕員養成研修	実施の有無	有	有	有	有	有	無
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	実施の有無	無	無	無	無	無	無

③ 就業・就労促進

事業		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
盲人ホームの運営	実施の有無	無	無	無	無	無	無
知的障害者職親委託	実施の有無	無	無	無	無	無	無

概 括

「意思疎通支援」については、平成30年4月から手話通訳者が常勤（1名）になり、それ以前は聴覚障害のある人への意思疎通支援は予約制だった支援（週2日）が、常時対応できるようになりました。また平成31年4月には輪島市において「手話言語条例」（輪島市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段の利用を促進する条例）が制定されました。

「日常生活用具給付等」については、「排泄管理支援用具」が見込量を大きく上回った結果、合計の数字に反映されたかたちとなっています。

「巡回支援専門員整備」については、発達支援室が地域の保育所や認定こども園、放課後児童クラブに対し、専門性をもった巡回支援専門員と訪問し、現場の保育士や職員に発達特性のある児童に対する支援方法の助言等を行っています。

「芸術文化活動振興」については、輪島市街地の商店会が「ふれあい交流パーティ」というイベントを開催しています。障害福祉事業所で作られた商品が販売されたり、様々な遊びやダンスをしながら、障害のある方々と地域住民が交流するなど、共生社会の実現という観点からも、今後継続していきたいイベントです（令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルスにより中止）。

第3章

第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画
の成果目標

I 成果目標の設定

(1) 国が示す成果目標事項

国は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画の策定にあたり、必要な障害福祉サービス及び相談支援、市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保について、次に掲げる事項を成果目標として設定することを示しています。本市では、このことを踏まえ、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」(令和3年度～5年度)の策定にあたり、目標値を設定することとしました。

■国が示す目標事項

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
3. 福祉施設から一般就労への移行等
4. 障害児支援の提供体制の整備等
5. 相談支援体制の充実・強化等【新】
6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】

(2) 成果目標

I. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害の有無に関わらず、すべての人が地域において生活を送ることができるよう、施設に入所している障害のある人のうち、地域生活の環境が整えば、退所できる人について、地域生活への移行を促進していきます。

【国が示す具体的な成果目標】

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。

年度末入所者数		削減数	地域生活移行者数
令和元年度	令和5年度		
95人	90人	5人	2人

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針に基づき、居住支援機能と地域支援機能を一体的に行う地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、その機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を行います。

【国が示す具体的な成果目標】

- 地域生活支援拠点等について、令和5年末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

令和5年度末の確保状況	整備の形態
1カ所整備	面的整備

運用状況の検証及び検討の回数		
令和3年度	令和4年度	令和5年度
1回以上	1回以上	1回以上

3. 福祉施設から一般就労への移行等

就労支援機関や就労移行支援事業所等と連携しながら、働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けられる支援を充実させ、一般就労への移行を促進します。

【国が示す具体的な成果目標】

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- 就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指す。【新】
- 就労定着支援事業の利用者については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえたうえで、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【新】
- 就労定着支援事業の就労定着については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

一般就労者数		就労移行支援事業		就労継続支援 A 型	
令和元年度	令和 5 年度	令和元年度	令和 5 年度	令和元年度	令和 5 年度
2 人	3 人	1 人	2 人	0 人	1 人

就労継続支援 B 型事業		就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合
令和元年度	令和 5 年度	令和 5 年度	令和 5 年度
1 人	2 人	—	—

4. 障害児支援の提供体制の整備等

【国が示す具体的な成果目標】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する。
- 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【コーディネーターの配置が新】

項目	令和 5 年度
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センター 1 カ所設置(済) 保育所等訪問支援 1 カ所設置(済)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	無
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	協議の場 1 カ所 コーディネーター 1 人

5. 相談支援体制の充実・強化等 【新】

多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談体制の充実・強化に取り組みます。

【国が示す具体的な成果目標】

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

令和5年度末の確保状況

本市において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保し、これらの取組を実施するにあたって、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討します。

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【新】

障害福祉サービス事業者等に向けた各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる障害福祉サービス報酬の審査結果の分析、共有等により、障害福祉サービス等の質の向上に取り組みます。

【国が示す具体的な成果目標】

- 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

令和5年度末の確保状況

本市において、職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組みを行います。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組みを行います。

2 サービス見込量の推計

(1) 指定障害福祉サービス等

Ⅰ. 訪問系サービス

① 居宅介護(ホームヘルプ)

ヘルパーがお風呂や食事の手伝い、部屋の掃除や洗濯などを手伝ってくれるサービスです。「身体介護」「家事援助」「通院等介助」などの種類があります。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	23人	23人	24人	25人
利用見込時間数	178時間	178時間	185時間	192時間

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由により日常的に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援を行うサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	0人	1人	1人	1人
利用見込時間数	0時間	150時間	150時間	150時間

③ 同行援護

視覚障害により、移動がむずかしい人に必要な情報提供や、安全に移動できるための支援、食事・排せつなどの介護など、外出に必要となる支援を行うサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	2人	2人	2人	2人
利用見込時間数	16時間	16時間	16時間	16時間

④ 行動援護

行動面での特別な見守りを必要とする人が家中や外出するとき、危険を回避するための支援や外出支援を行うサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	5人	5人	5人	5人
利用見込時間数	34時間	34時間	34時間	34時間

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要程度が著しく高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	0人	0人	0人	0人
利用見込時間数	0時間	0時間	0時間	0時間

2. 日中活動系サービス

① 生活介護

生活全般で介護を必要とする人に、施設などで入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動などの機会を提供するサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	132人	132人	132人	132人
利用見込量	2,522人日	2,522人日	2,522人日	2,522人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

② 自立訓練

自立訓練は、機能訓練と生活訓練から構成されています。

自立訓練（機能訓練）は、身体障害者が地域生活をおくれるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体的リハビリテーションや日常生活に係る訓練などを行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者・精神障害者が地域で生活がおくれるよう、一定期間の支援計画に基づき、食事や家事などの日常生活能力の向上を支援するサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練) 利用見込者数	1人	1人	1人	1人
自立訓練(機能訓練) サービス見込量	17人日	17人日	17人日	17人日
自立訓練(生活訓練) 利用見込者数	6人	6人	6人	6人
自立訓練(生活訓練) サービス見込量	100人日	100人日	100人日	100人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

③ 就労移行支援

一般企業への就労などを希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労・定着を支援するサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	4人	4人	4人	4人
サービス見込量	37人日	60人日	60人日	60人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

④ 就労継続支援

就労継続支援には、就労継続支援A型と就労継続支援B型があります。

就労継続支援A型は、一般企業で雇用されることが難しい人に対し、事業者が雇用契約に基づく福祉的就労の機会を提供し、能力の向上を図るものです。

就労継続支援B型は、一般企業で雇用されることが難しい人に対し、事業者が雇用契約に基づかないものの、一定の賃金水準の元で、就労や生産活動の機会を提供し、能力の向上を図るものです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型 利用見込者数	24人	26人	28人	30人
就労継続支援A型 サービス見込量	424人日	459人日	495人日	530人日

就労継続支援B型 利用見込者数	81人	81人	81人	81人
就労継続支援B型 サービス見込量	1,376人日	1,376人日	1,376人日	1,376人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

⑤ 就労定着支援

一般就労に移行した障害者について、企業や自宅への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	0人	1人	1人	1人

⑥ 療養介護

医療と日常的に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、その他日常生活を支援するサービスです。このサービスを利用できる方は、筋ジストロフィーにより療養されている方や、重症心身障害児施設に入所している18歳以上の方などです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	9人	9人	9人	9人

⑦ 短期入所(福祉型、医療型)

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、施設へ入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスです。

・福祉型

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	12人	16人	17人	18人
サービス見込量	98人日	122人日	130人日	138人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

・医療型

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込量	0人日	0人日	0人日	0人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

3. 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対し、定期的な訪問や生活状況のモニタリング・助言、医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	0人	1人	1人	1人

② 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住宅(グループホーム)で、相談や日常生活における援助を行うサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	51人	51人	51人	51人

③ 施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	95人	94人	92人	90人

4. 相談支援(サービス等利用計画の作成)

① 計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)

障害福祉サービスを利用しようとする人について、心身の状況・サービス利用に関する意向などを踏まえ、事業者や関係機関等と連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成するものです。また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し(モニタリング)を行います。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援利用見込者数	75人/月	77人/月	79人/月	81人/月
計画作成見込者数	321人	320人	320人	320人

②地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保などに関して相談や必要な支援を行うサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス見込者数	1人	1人	1人	2人

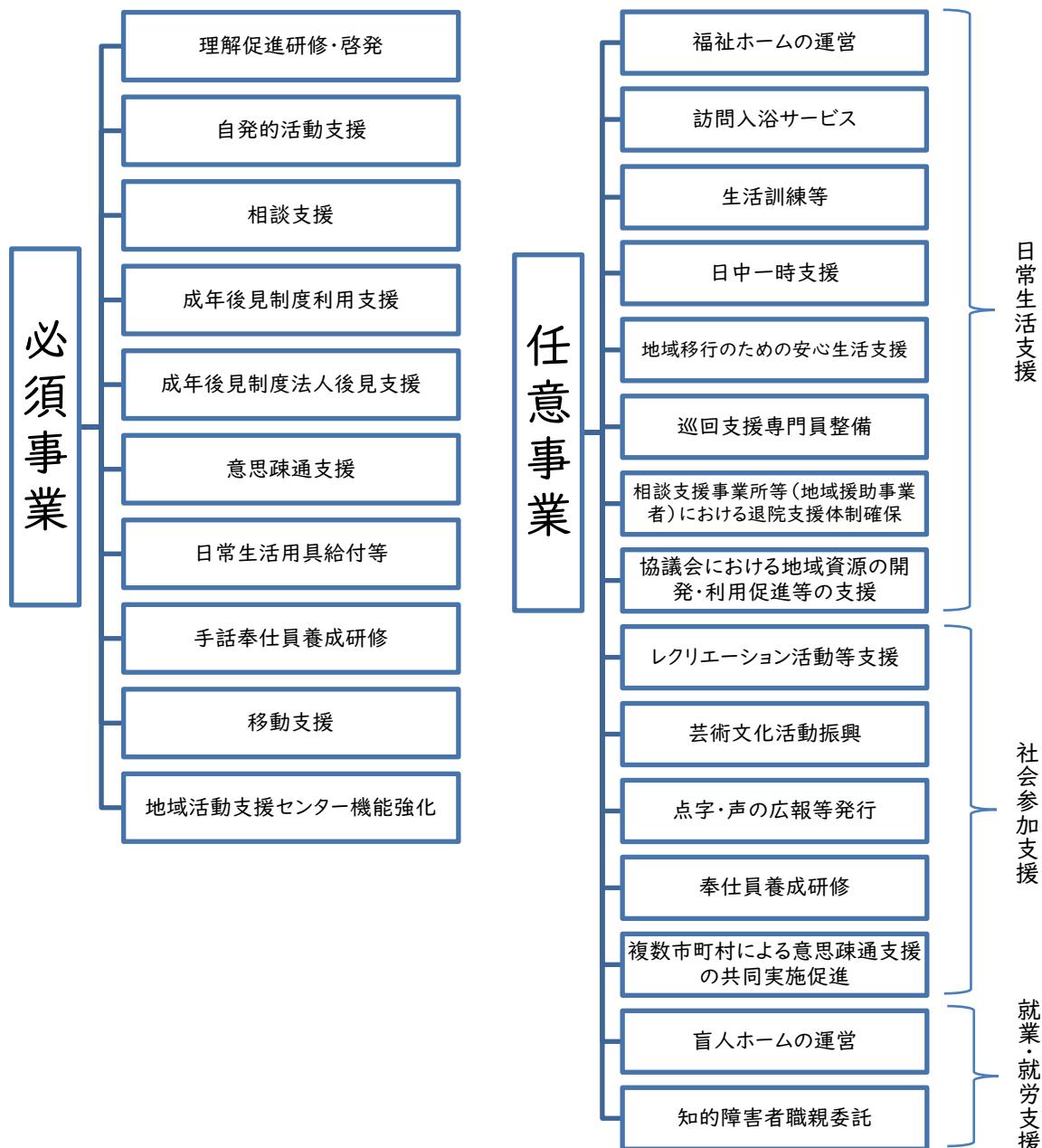
③地域定着支援

地域に移行し、居宅において単身で生活している障害者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に応じるサービスです。

区分	令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス見込者数	2人	2人	3人	3人

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、本市が障害者及び障害児が自立した日常生活や就労などの社会生活を営むことができるよう、本市の地域特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施する事業です。指定障害福祉サービスとあわせて、障害者及び障害児が必要としている支援を受けることができるよう事業を実施していきます。



I. 必須事業

- ・ 必須事業の実施内容
- ① 理解促進研修・啓発

日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除いていくために、障害者や障害児についての地域住民の理解を深めるための研修や啓発を行います。

事業		令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有

② 自発的活動支援

障害者やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

事業		令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援 事業	実施の 有無	有	有	有	有

③ 相談支援

障害者、その保護者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援など、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

事業		令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	設置の 有無	無	無	無	無
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	設置の 有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の 有無	無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援・成年後見制度法人後見支援

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

事業		令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用見 込件数	1件	2件	2件	2件
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	無

⑤ 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。

事業		令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用見 込人数	10人	10人	10人	10人
手話通訳者設置事業	設置見 込者数	1人	1人	1人	1人

⑥ 日常生活用具給付等

障害の種類、程度に応じた日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

(給付見込件数)

事業		令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具		1	3	3	3
自立生活支援用具		3	3	3	3
在宅療養等支援用具		4	4	4	4

情報・意思疎通支援用具	2	8	8	8
排泄管理支援用具	829	830	830	830
居宅生活動作補助用具	0	1	1	1
合 計	839	849	849	849

⑦ 手話奉仕員養成研修

手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した人を養成する研修を行います。

事 業		令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修事業	登録 者数	0人	1人	1人	1人

⑧ 移動支援

屋外での移動が困難な障害者について、外出などの支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

事 業		令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数		5人/月	5人/月	5人/月	5人/月
利用見込時間数		13時間/月	18時間/月	18時間/月	18時間/月

⑨ 地域活動支援センター機能強化

通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供し、障害者の自立と社会参加を支援します。

事 業		令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置見込事業所数		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
利用見込者数		37人/月	45人/月	45人/月	45人/月

2. 任意事業

- ・ 任意事業の内容

名 称	内 容
【日常生活支援】	
福祉ホームの設置	家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅における生活が難しい障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるなどして地域生活を支援します。
訪問入浴サービス	看護師もしくは介護職員が身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護。
生活訓練等	障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行う。
日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他市町村が認めた支援を行います。
地域移行のための 安心生活支援	障害者が地域で安心して暮らしていくよう、緊急一時的な宿泊（居室確保事業）や地域生活を支援するためのサービス提供体制の整備（コーディネート事業）を行い、地域生活への移行や定着を支援します。
巡回支援専門員整備	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場へ巡回等支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を行います。
相談支援事業所等における 退院支援体制の確保	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要な賃金等について助成します。
協議会における地域資源の 開発・利用促進等の支援	市町村の協議会において、社会資源開発に向けた障害児者のニーズ調査や情報収集、円滑な医療・教育・福祉サービスを提供していくための体制整備、保育所や放課後児童クラブ等の関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を把握する仕組みの構築、医療・教育の専門職等が支援計画について評価・助言を行う、などの支援を行います。
【社会参加支援】	
レクリエーション活動等支援	レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇、スポーツをする機会を提供するため、レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

芸術文化活動振興	障害者等の芸術文化活動を振興するため、身近な実施主体として、障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行	視覚障害者等のために、点訳、音声訳、その他障害者等にわかりやすい方法により、行政等の広報、障害者関係事業の紹介、生活情報、その他必要度の高い情報を障害者に提供します。
奉仕員養成研修	点訳、朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成するための研修を行います。
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、単独での実施が困難等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣の市町等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討します。
【就業・就労支援】	
盲人ホームの運営	あん摩師免許、はり師免許等を有する視覚障害者であって、自営または雇用されることが困難な方に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術指導を行い、視覚障害者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームの運営に必要な経費を補助します。
知的障害者職親委託	知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で、希望する方を職親（職業と生活の親代わり）として登録し、知的障害者を委託して生活指導及び技能習得訓練を行います。

・ 任意事業の実施状況

① 日常生活支援

事 業	令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホームの設置	設置の 有無	無	無	無
訪問入浴サービス	利用見 込者数	2人	2人	2人
生活訓練等	実施の 有無	有	有	有
日中一時支援	利用見 込者数	23人	26人	26人
地域移行のための 安心生活支援	実施の 有無	無	無	無

巡回支援専門員整備	実施の有無	有	有	有	有
相談支援事業所等における退院支援体制の確保	実施の有無	無	無	無	無
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	実施の有無	有	有	有	有

② 社会参加支援

事業		令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動等支援	実施の有無	無	有	有	有
芸術文化活動振興	実施の有無	無	有	有	有
点字・声の広報等発行	実施の有無	有	有	有	有
奉仕員養成研修	実施の有無	無	有	有	有
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	実施の有無	無	無	無	無

③ 就業・就労支援

事業		令和2年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
盲人ホームの運営	実施の有無	無	無	無	無
知的障害者職親委託	実施の有無	無	無	無	無

(3) 障害児通所支援及び障害児相談支援

① 児童発達支援

心身の発達に気がかりな点や何らかの課題、遅れ、障害のある子どもに療育活動を行うサービスです。

区分	令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	1人	2人	2人	2人
サービス見込量	3人日	10人日	10人日	10人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

② 医療型児童発達支援

入所等をしている知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児に対し、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等を治療とともにを行うサービスです。

区分	令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込量	0人日	0人日	0人日	0人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

③ 放課後等デイサービス

就学中の障害児に、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、レクリエーションを提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。

区分	令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	22人	22人	22人	22人
サービス見込量	297人日	300人日	300人日	300人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

区分	令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	0人	1人	1人	1人
サービス見込量	0人日	2人日	2人日	2人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度障害があり障害児通所支援を受けるための外出が困難な児に対し、居宅を訪問し日常生活における基本動作の指導等を行うサービスです。

区分	令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込量	0人日	0人日	0人日	0人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

⑥ 障害児相談支援

障害児が通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。

区分	令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援 利用見込者数	7人/月	8人/月	8人/月	8人/月
障害児計画作成 見込者数	24人	25人	25人	25人

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケアの高い重症心身障害児に対する支援体制の整備に合わせて、関係機関が連携を図るための調整役となるコーディネーターを配置します。

区分	令和2年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター 配置人数	1人	1人	1人	1人

(4) 発達障害等に対する支援

- ① ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
障害児等の親へのペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施する、または実施する団体等と連携を図っていきます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者の見込人数	4人	4人	4人
ペアレントメンター※の見込人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加見込人数	0人	0人	1人

※ ペアレントトレーニング

保護者の方々が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けプログラム。

※ ペアレントメンター

発達障害のある子育ての経験を生かし、同じ立場の保護者の良き理解者として、共感的に悩みを聞いたり、情報提供を行う人。

(5) 精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築

- ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を設けます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回

- ② 協議の場への関係者の参加者数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するためには、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の参加が必要です。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加見込者数	12人	12人	12人

③ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するためには、協議の場における目標設定及び評価の実施が必要です。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込回数	1回	1回	1回

④ 精神障害者の地域移行支援

精神障害のある人が「地域移行支援」のサービスを利用する見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	1人	1人	1人

⑤ 精神障害者の地域定着支援

精神障害のある人が「地域定着支援」のサービスを利用する見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	2人	2人	2人

⑥ 精神障害者の共同生活援助

精神障害のある人が「共同生活援助」のサービスを利用する見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	24人	25人	26人

⑦ 精神障害者の自立生活援助

精神障害のある人が「自立生活援助」のサービスを利用する見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	0人	0人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な 相談支援	無	無	有

② 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。また、相談支援事業者の人材育成の支援件数、連携強化の取組み実施回数の見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問等による 専門的な指導・助言 見込件数	0 件	0 件	5 件
人材育成の支援 見込件数	0 件	0 件	5 件
連携強化の取組の 実施見回数	0 件	0 件	1 件

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修への市職員の参加人数の見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加見込人数	10 人	10 人	10 人

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する回数の見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共有見込回数	1回	1回	1回

3 計画の推進

計画の実現のためには、市民との協働のもと、庁内はもちろん、市内各関係機関と横断的な取り組みができるような体制づくりに努めていきます。

(1) 推進体制の整備

1. 多様化した地域ニーズの把握

障害の重複化や障害福祉制度の狭間にいる人、ひきこもり、8050問題への支援拡大の検討など、対象を広げた多様な障害者（児）のニーズ、個別だけではない世帯レベルの地域課題に柔軟に対応する障害福祉施策の推進が求められています。

出来る限り、身近な地域において日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害の特性や、ニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るなどの自立生活を支援する仕組みづくりが必要です。



課題解決に向けた仕組みづくり

当事者やその家族、各関係機関からの意見やニーズの把握に努めながら、障害福祉施策の内容やサービス提供方法について輪島市連絡会や奥能登地域自立支援協議会を活用しながら議論を進めます。

高齢・生活困窮・児童福祉・発達支援・教育など各分野と連携を図りながら、複合化・複雑化した地域ニーズを受け止め、行政と地域が連携した形で支援していく仕組みづくりを推進していきます。

2. 様々な障害の理解促進

発達障害、高次脳機能障害、難病患者など、見た目には障害があることが分かりにくいという特徴があり、そのため周囲とのコミュニケーションがうまくいかなかったり、学校や職場、地域で困難を抱えたりすることがあります。

障害がある人もない人も、共に暮らす地域共生社会の実現のために、地域住民、地域の保育所や小学校・中学校・高校、企業、各関係機関に対し、障害のある人・児についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。



様々な障害の理解啓発と暮らしやすい環境整備

保育所・認定こども園、地域の小中学校・教育委員会、高校、社会福祉協議会、商工会議所などと連携し、見た目では分かりづらい障害に関して、広報・啓発、研修や訪問活動を積極的・継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

第 6 期輪島市障害福祉計画・第 2 期輪島市障害児福祉計画
令和 3 年 3 月発行

《編集・発行》
輪島市健康福祉部福祉課
〒928-8525 輪島市ニツ屋町 2 字 29 番地
TEL 0768-23-1161
FAX 0768-23-1196